

かんしん SDGs 融資 パートⅡ

(省エネルギー設備投資に係る利子補給金制度による融資の取り扱い)

当金庫は、経済産業省の令和 3 年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」制度の指定金融機関として採択を受け、「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」制度を用いた融資の取り扱いを開始しますので、お知らせ致します。

本制度は、エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備の新設・増設を促進するため、一定の要件を満たした融資に対し、貸付利率の最大 1.0%、最長 10 年間の利子補給をする制度です。

当金庫は、お取引事業者さまの脱炭素に関する取組みを側面から金融支援してまいります。

融資金額	3 億円以内
資金用途	省エネルギー設備の新設・増設に関わる経費及び付帯費用(下記要件)
融資形態	証書貸付
融資利率	当金庫所定利率
利子補給	融資実行日から最長 10 年間、最大 1.0%(融資利率マイナス 0.1%、1.0%を上限)
返済方法	年 12 回(毎月の各 10 日)元金均等返済
取扱期限	実行日が令和 4 年 1 月 14 日までの融資
その他	○別途、一般社団法人環境共創イニシアチブへの書類提出・承認が必要となり、ご希望に沿えない場合がございます。 ○融資審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。

要件(ア): エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業

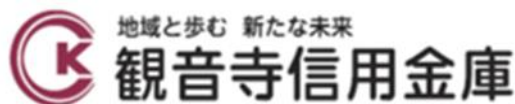
要件(イ): 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が 1% 以上改善される事業

要件(ウ): データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業

※利子補給対象事業の実施場所は、日本国内でエネルギー管理を一体で行う特定された1つの工場・事業場となります。

※「要件(ア)」、「要件(イ)」ともに、既設設備を更新する場合は、対象外となります。

※詳細については、最寄りの営業店にお問い合わせ下さい。



本店営業部 ☎0875-25-2181	港支店 ☎0875-25-2670	豊浜支店 ☎0875-52-2181
高瀬支店 ☎0875-72-5188	大野原支店 ☎0875-54-2181	山本支店 ☎0875-63-3181
詫間支店 ☎0875-83-2181	仁尾支店 ☎0875-82-3266	南支店 ☎0875-25-4302
豊中支店 ☎0875-62-3121	三野支店 ☎0875-72-5101	財田支店 ☎0875-67-3181
国道支店 ☎0875-23-1441	茂木支店 ☎0875-23-1431	丸亀支店 ☎0877-25-2900
坂出支店 ☎0877-45-7181	四国中央支店 ☎0896-57-1181	